



①

②

③

④

## 住民税の申告が 必要です

TOPICS 04

令和4年中の収入が0円の人、障害年金、遺族年金、雇用保険の給付金などを受け取っている人は住民税の申告が必要です。

住民税の申告は、福祉年金・児童手当などの給付や、介護保険料・国民健康保険税・保育園・私立高等学校授業料などの算定や軽減に必要な資料となり、未申告の場合は所得証明書や非課税証明書などの発行が受けられませんので必ず申告をお願いします。

### □問い合わせ

税務町民課

☎ 内線251

## 家屋を取り壊したら 届け出を

TOPICS 05

固定資産税の賦課期日は1月1日です。令和4年中に保存登記されている家屋（建物）の全部または一部を取り壊された人は、登記所（法務局西湘二宮支局内）へ家屋の滅失登記をしてください。

また、保存登記されていない家屋の場合は、税務町民課へ取り壊しの記をしてください。

☎ 内線251  
(確定申告・町県民税申告について)  
税務町民課

## 「障害者控除対象高齢者認定書」を発行します

□問い合わせ 健康長寿課  
☎ 内線222

65歳以上で要介護認定を受けている高齢者の人は、身体障害者手帳などを持っていなくても町が「障害者（または特別障害者）に準ずる者」として認定することにより、個人所得税および住民税の申告において、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定書発行手数料は無料です。詳しくはお問い合わせください。

認定方法	町が保管する要介護認定関係資料の内容を確認し、要介護認定基準（条件）に該当する人を「障害者控除対象高齢者」として認定します。	
認定基準日	令和4年12月31日 (対象者が12月31日以前に亡くなっている場合は、生前の直近の状況で認定)	
受付期間	令和5年1月16日（月）～令和5年3月14日（火）	
申請できる人	ご本人、ご本人と税法上の扶養・被扶養の関係にある人	
申請方法	役場健康長寿課窓口において障害者控除対象高齢者認定申請書に、必要事項をご記入・押印のうえ、健康長寿課へご提出ください。	

◇認定の方法 町が保管する要介護認定関係資料の内容を確認し、下の表に記載する認定基準（条件）に該当する方を「障害者控除対象高齢者」として認定します。

認定基準（条件）		認定の区分
要介護状態	日常生活自立度ランク	
要介護1・2・3	寝たきり度ランクがA(※1)以上であり、かつ認知症度ランクがⅢ(※2)以上である	障害者に準ずる者
要介護4・5	寝たきり度ランクがB(※3)以上であり、かつ認知症度ランクがⅣ(※4)以上である 寝たきり度ランクがA(※1)以上であり、かつ認知症度ランクがⅢ(※2)以上である	特別障害者に準ずる者 障害者に準ずる者

※ 認定基準に該当しない方は、要介護認定をお持ちでも認定されない場合があります。

(※1) 準寝たきり度ランクA：屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。

(※2) 認知症度ランクⅢ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

(※3) 寝たきり度ランクB：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことが可能。

(※4) 認知症度ランクがⅣ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

届け出をしてください。  
□問い合わせ  
・税務町民課  
☎ 0463・70・1102  
法務局西湘二宮支局  
☎ 内線252

届け出をしてください。

## 保険税（料）納付額 確認書の交付について

TOPICS 06

令和4年1月1日～12月31日までに保険税（料）を納付された人に「保険税（料）納付額確認書」を交付します。年金特徴の方は、源泉徴収票でご確認ください。

### ◇必要書類

申請者の本人確認ができるもの（同一世帯員以外の人が来庁する場合は委任状が必要です）

### ◇交付場所

健康長寿課窓口

申請者の本人確認ができるもの（同一世帯員以外の人が来庁する場合は委任状が必要です）

（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について）

☎ 内線224・225  
(介護保険料について)  
健康長寿課

☎ 内線224・225  
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について)  
税務町民課

☎ 内線251  
(確定申告・町県民税申告について)  
税務町民課